

# 平成 30 年度介護サービス事業者業務管理体制の届出内容確認に係る 一般検査の実施結果について

長野県健康福祉部地域福祉課福祉監査担当

## 第 1 一般検査の実施状況

介護サービス事業者による不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、介護保険法第 115 条の 32 及び第 115 条の 33 では、介護サービス事業者に対し、法令を遵守するための業務管理体制の整備・届出を義務付けているとともに、行政による届出内容の検査を定めているところです。

本県では、各事業者の業務管理体制の整備に関する届出について、運用状況・取組内容を確認するため、届出のある約 900 余の事業者（注 1）について、種別ごとに分けて定期的（概ね 6 年に 1 回）に検査（一般検査）を行っています。

平成 30 年度は、医療法人 87 事業者を対象に一般検査を実施し、すべての事業者から報告書の提出がありました。

注 1 事業者数は、毎年 4 月 1 日において、業務管理体制の整備に関する届出を行っている事業者から、みなし事業所（※）のみを運営する事業者等、一般検査の対象とならない事業者を除いた数です。

※みなし事業所……病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

## 第 2 一般検査の実施結果

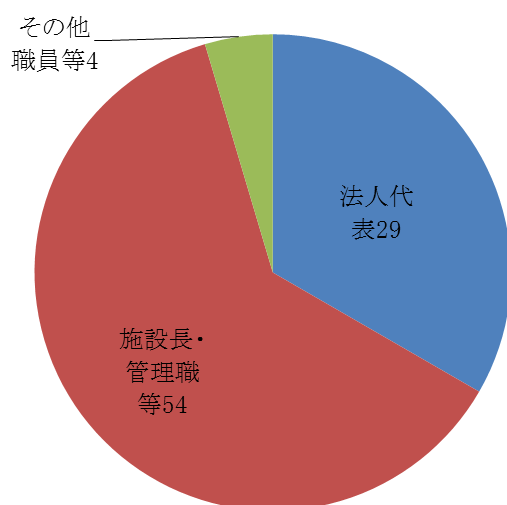
平成 30 年度は、対象事業者から「業務管理体制の整備に関する報告書」の提出を受け、各事業者の運用状況・取組内容を確認することで、一般検査を行いました。

介護保険法施行規則では、業務管理体制の整備として、指定又は許可を受けている事業所等の数が 1 以上 20 未満の事業者においては、法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任が、指定等を受けている事業所等の数が 20 以上 100 未満の事業者においては、法令遵守責任者の選任に加え、業務が法令に適合することを確保するための規程（以下「法令遵守規程」という。）の整備が義務付けられています。

平成 30 年度の一般検査では、検査を実施したすべての事業者において、それぞれ必要な業務管理体制の整備が行われていることを確認しました。

適切な業務管理体制の整備は、事業者自身の責任による内部管理を前提としていますが、「業務管理体制の整備に関する報告書」の各確認項目に対する取組内容の報告の概要は以下のとおりです。

## 1 法令遵守責任者の選任状況



一般検査を実施したすべての事業者において、法令遵守責任者が選任されていました。

法令遵守責任者の職種別の選任状況では、「施設長・管理職等」が最も多く全体の6割強を占め、次いで「法人代表」が3割ほどでした。

なお、集計に当たっては、報告のあった法令遵守責任者の職名から、以下のとおり区分しています。また、事業所の管理者が法人代表を兼ねている場合にあつては、報告のあった職名に関わらず「法人代表」として集計しています。

### ○法令遵守責任者の職種区分

【法人代表】 理事長、代表取締役、代表社員

【施設長・管理職等】 施設長、管理者、専務取締役、常務取締役、部長、課長、事務長 等 (※)

【その他職員等】 介護支援専門員、生活相談員、介護職員、事務職員 等

※ 【施設長・管理職等】 については、職名から、職員への監督的地位にあると考えられる職種について区分したものであり、実際の当該法人における管理職とは必ずしも一致しません。

## 2 業務管理体制（法令等遵守）の取組内容

### (1) 法人として法令等遵守についての方針（基本的な考え）を定めていますか。

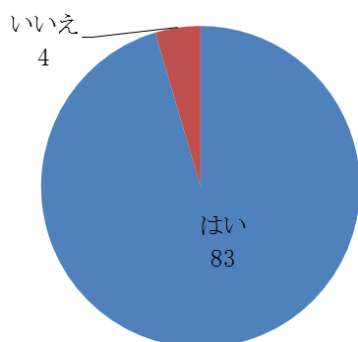
一般検査を実施したすべての事業者において、法令等遵守についての方針が定められていました。

#### ○主な取組内容

- ・法令遵守規程やマニュアルを作成している。
- ・倫理規範、倫理規程を定めている。
- ・就業規則やサービス規程等において定めている。

※（2）以下の項目において、事業者が指定を受けている事業所すべてが休止中である場合など、職員への周知や研修の実施等、事実上取り組みが困難な項目について、「いいえ」と報告している事業者があることに留意してください。

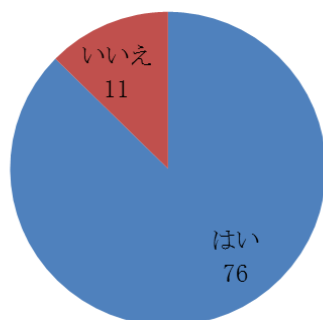
### (2) 法令等遵守についての方針（基本的な考え）について、職員（役員含む、以下同じ）に周知していますか。



#### ○主な取組内容

- ・各種委員会、ミーティング、全体会議、研修時等の際に職員に周知している。
- ・新規採用時の研修等において、法令遵守についての方針を周知している。
- ・事業所内（事務室掲示板等）に倫理規程等を掲示し、周知している。
- ・全職員に法令遵守に関する文書を配布・回覧している。

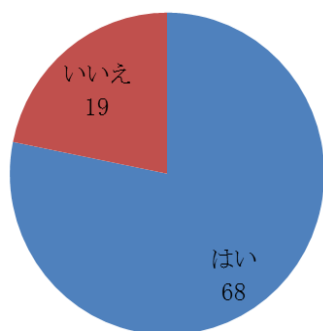
### (3) 法令遵守責任者の役割及び業務内容を定めていますか。



#### ○主な取組内容

- ・法令遵守の責任者として、関係法令の改正等について情報収集し、職員へ周知する。
- ・法人の法令遵守状況を確認するほか、職員の相談窓口となっている。
- ・法人の規程の制定や改定を行う。

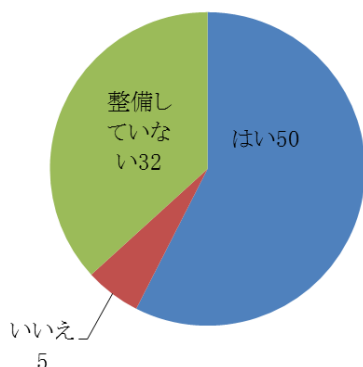
(4) 法令遵守責任者の役割及び業務内容を職員に周知していますか。



○主な取組内容

- ・常に事業所内（事務室掲示板等）に掲示している。
- ・各種委員会、ミーティング、研修時等の際に職員に周知している。
- ・新規採用時に周知しているほか、定期的にミーティングや職員研修等で周知している。

(5) 法令遵守規程を整備（※）し、職員へ周知していますか。

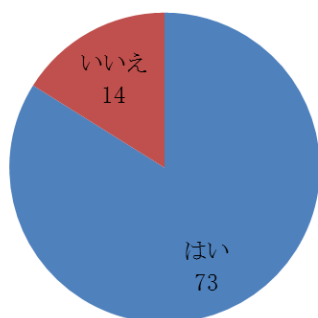


○主な取組内容

- ・事業所内に規程集を備え置き、常時閲覧可能となっている。
- ・指定を受けている事業所が 20 未満であるため、法令順守規程は整備していないが、倫理規程等法令遵守については随時周知している。
- ・法令遵守のため、業務マニュアル等の見直しを行っている。

※ 指定又は許可を受けている事業所等の数が 20 以上の場合は、法令遵守規程の整備が義務付けられています。

(6) 法令遵守のための職員への研修等を行っていますか。



○主な取組内容

- ・年間研修計画に基づき、個人情報保護法、職員行動規範、コンプライアンス等の研修を行っている。
- ・外部講師等による職員研修を実施している。

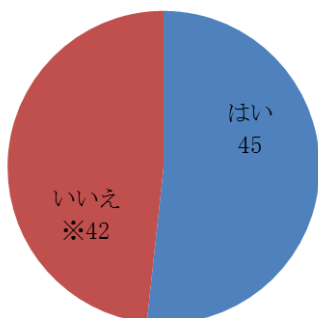
(7) 法令遵守責任者は、提供する介護サービスの内容や介護報酬の請求等が、法令等に則り適正に行われているか把握していますか。

一般検査を実施したすべての事業者において、適正に行われているか把握していました。

○主な取組内容

- ・請求業務を複数職員で行わせるとともに、法令遵守責任者が報告内容の確認を行っている。
- ・説明会・研修会・実地指導等に参加し、内容等の把握に努めている。
- ・判断に迷う事例については保険者等、関係機関に照会し、対応している。
- ・定期的に内部監査を実施している。

(8) 法令等の遵守状況について、問題・違反があればその原因を分析して改善するようにしていますか。

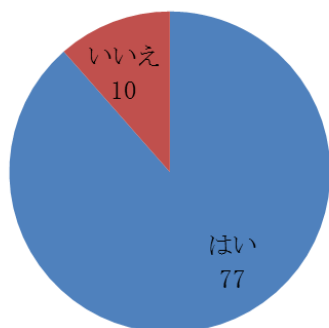


○主な取組内容

- ・問題等が生じた際は、法令遵守責任者が中心となり、原因の分析・再発防止策の検討を行うとともに、職員と情報共有することで再発防止に努める。
- ・問題及び違反については早急に改善し、判断が困難な場合は市町村等に相談し、助言を受ける。

※ 「いいえ」には問題・違反の事例のない場合を含みます。

(9) 高齢者の虐待・身体拘束防止に向けた研修を実施していますか。



○主な取組内容

- ・職員又は外部講師による内部研修を実施している。
- ・外部研修に参加した際は、伝達研修を実施している。
- ・事例を参考に協議を行っている。

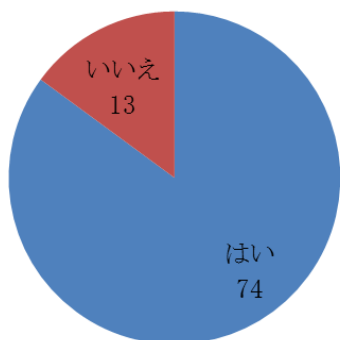
(10) 内部通報や外部・利用者からの苦情等について、処理規程の策定や受付窓口（担当者）の設置等、苦情等を適切に把握・解決する体制を整備していますか。

一般検査を実施したすべての事業者において、窓口の設置等が整備されていました。

○主な取組内容

- ・事業所ごとに苦情受付担当者を設置している。
- ・法人において苦情処理窓口を整備している。
- ・マニュアルに基づき、苦情を受け付けた際には適切に把握・解決している。
- ・行政機関等、外部の相談窓口の連絡先を事業所内に掲示している。

(11) 職員に対するストレスマネジメントやメンタルヘルスケアを実施していますか。



○主な取組内容

- ・毎年職員のストレスチェックを実施するとともに、産業カウンセラーの助言を受けている。
- ・職員の労働時間、有給休暇の消化の定期的確認。
- ・定期的にメンタルヘルス講習会を実施している。
- ・管理者が職員と面談し、勤務上の配慮をしている。